

栃木県肥料高騰対策緊急支援事業助成金申請要領

令和4（2022）年7月25日付け 経技第518号

1 趣旨

この要領は、栃木県肥料高騰対策緊急支援事業支給要綱（令和4（2022）年7月25日制定）第16条の規定に基づき、肥料高騰対策緊急支援事業助成金（以下「助成金」という。）の申請及び支給等に関する必要な事項を定めるものとする。

2 申請受付期限

第1回 令和4（2022）年9月30日（金）まで

第2回 令和4（2022）年11月30日（水）まで

第3回 令和4（2022）年12月23日（金）まで

3 申請書類

以下の（1）～（5）に該当する書類を申請窓口へ提出

（1）肥料高騰対策緊急支援事業助成金支給申請書兼請求書（以下「申請書兼請求書」という。）

（別記様式1）

（2）助成資格者の証明書類

農業経営改善計画認定申請書の写し、又は申請窓口から送付された肥料高騰対策緊急支援事業助成対象者通知（以下「対象者通知」という。）の写し

（3）申請する作付面積の証明書類（※ 必要とする以下の書類）

ア 令和3（2021）年度の水稲生産実施計画書兼営農計画書（以下「営農計画書」という。）の写し

イ 令和3（2021）年度の青色申告書の写し

ウ 農業委員会が発行する耕作証明書及び第三者の証明（別記様式2）

【※ 3の（4）に係る必要書類例】

○ 営農計画書があり、水田にのみ作付けがある者 → アのみ

○ 営農計画書があり、水田以外の畑地にも作付けがある者 → ア及びイ、又はウ

○ 営農計画書がない者 → イ、又はウ

（4）令和3年度中における肥料の使用実績を証明する書類（購入伝票、領収書等）

（5）通帳の写し（口座名義人及び口座番号がわかるもの）

※ 必要に応じて追加提出及び説明を求められることがある。また、申請書類の返却はしないものとする。

4 助成金支給額

作付面積 10a（1,000m²）あたり 750 円

【注意事項】

① 申請者が対象とする期間中に同一農地への複数回における連作栽培や、二毛作栽培による

作付面積の重複は対象としない。

- ② 10a 未満は切り捨てとなります（19a の作付面積であっても 750 円の支給となります）。
- ③ 支給額に上限の定めはないものとする。
- ④ 担い手への農地集積により令和 3 年度に比べ令和 4 年度の面積が著しく増加した場合も令和 3 年度の作付面積を対象とする。
- ⑤ 令和 3 年度に比べ令和 4 年度の面積が 8 割未満の場合は、令和 4 年度分の作付面積を助成対象面積とする。

【作付面積に助成額の例】

○水田で水稻を 5 ha（500a）、畑地で露地野菜を 30a の作付けした場合

→ $750 \text{ 円} \times 530a \div 10a = 39,750 \text{ 円}$ が支給対象

○水田で水稻を 10ha（1,000a）、20a の畑地内でハウスを設置して野菜を作付けした場合

→ $750 \text{ 円} \times 1,020a \div 10a = 76,500 \text{ 円}$ が支給対象

※施設栽培の場合は施設面積にかかわらず、耕作証明書上の面積とする。

5 申請窓口

申請者の現住所を所管する J A 又は地域農業再生協議会

6 申請から支給までの流れ

- ① 申請書兼請求書（別記様式 1）に必要事項を記載の上、3 の（2）～（5）の必要書類と合わせて、対象者通知に記載されている申請先へ提出
- ② 申請書類を受理後、内容を審査し、適正と認められた場合に助成金を支給
- ③ 支給にあたって、支給決定通知は行わず、申請時に記入した振込先の口座への入金をもって支給決定通知と代えることとする。

※1 審査の結果、当該助成金を支給しない決定をしたときは、申請者に対して不支給決定通知書を送付する。

※2 支給時期については、申請書類の受付順に審査を進め、審査完了後順次入金する。速やかな支給事務を行うため、個別の問い合わせには対応しないものとする。

7 その他、留意事項等

- （1）申請者は、申請内容に不備がある場合は、審査担当者から不備の修正等を依頼する。また、審査に時間を要するため、申請前に本要領等により申請内容が適切か確認すること。なお、誤字等の軽微な不備については、職権等により審査担当者が申請内容を修正できることとする。
- （2）書類の不備があり、申請者が書類等の提出又は関係書類の補正等について是正に応じない場合、その期間が 30 日間続いたときは、申請が取り下げられたものとみなす。
- （3）県は必要に応じ、申請内容について調査する場合がある。その場合、申請者は協力するとともに、速やかに状況を報告しなければならない。
- （4）助成金の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、県は支給決定の取消しを行うものとする。既に支給した助成金については、助成金の受領の日から日数に応じて年利 10.95%の割合で計算した加算金と併せて返還しなければならない。

肥料高騰対策緊急支援事業助成金支給申請書兼請求書

令和 年 月 日

栃木県知事 様

このことについて、標記助成金の支給を受けたいので、栃木県肥料高騰対策緊急支援事業助成金申請要領に基づき、下記のとおり支給申請及び請求します。

【申請者の概要】

(ふりがな) 氏名 (法人 (組織) にあつては法人 (組織) 名及び代表者名)	(自署)
(ふりがな) 住所	[〒]
電話番号	

【対象作付面積及び助成金申請額】 ※面積は 10a 未満切り捨て

① 令和 3 (2021) 年度作付面積 (実績値)	0 a
② 令和 4 (2022) 年度作付面積 (計画・実績値)	0 a
③ ②÷① (小数点第 2 位まで、以下切り捨て)	
④ 助成対象面積 ③ ≥ 0.80 (8 割以上) の場合、①の面積が対象 ③ < 0.80 (8 割未満) の場合、②の面積が対象	0 a
助成金申請額 (④ × 750 円/10a)	円

【振込先口座】 ※申請者本人名義の口座を記入願います。

金融機関名	銀行 農協 その他()	支店名	支店 出張所
預金種目	普通・当座	口座番号 (左詰め)	
口座名義人	カタカナで記入願います		

【誓約事項】 ※内容を確認し、表右にある太枠欄にチェック願います。

以下の内容について誓約する。	チェック欄
1 栃木県肥料高騰対策緊急支援事業支給要綱第 3 条に定める条件を全て満たしている。 2 栃木県から検査・報告・是正のための措置の求めがあつた場合は、これに応じる。 3 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、助成金返還に加え、助成金受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金を支払う。	

【必要書類チェックリスト】

- 肥料高騰対策緊急支援事業助成金支給申請書兼請求書（別記様式1）
- 助成資格者の証明書類
 - ・ 農業経営改善計画認定申請書の写し
 - ・ 肥料高騰対策緊急支援事業助成対象者通知の写し のいずれか1つ
- 申請する作付面積の証明書類（必要とする以下の書類）
 - ア 令和3（2021）年度の営農計画書の写し
 - イ 令和3（2021）年度の青色申告書の写し
 - ウ 農業委員会が発行する耕作証明書及び第三者の証明（別記様式2）

- ・ 営農計画書があり、水田にのみ作付けがある者
→ アのみ
 - ・ 営農計画書があり、水田以外の畑地にも作付けがある者
→ ア及びイ、又はウ
 - ・ 営農計画書がない者
→ イ、又はウ
- 令和3年度中における肥料の使用実績を証明する書類（購入伝票、領収書等）
- 通帳の写し

別記様式2（申請要領3（3）ウ関係）

肥料高騰対策緊急支援事業助成金支給申請に係る第三者証明書

私は、下記の申請者の作付面積について、栃木県肥料高騰対策緊急支援事業助成金支給申請要領に基づき、虚偽がないことを証明します。

記

1 申請者氏名（法人（組織）にあつては法人（組織）名及び代表者名）

2 対象作付面積

栃木県知事 様

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（法人（組織）にあつては法人（組織）名及び代表者名）

※ 氏名は本人が自署すること